

令和7年度筑紫野市男女共同参画審議会（第3回）
会議録（要点筆記）

1. 審議会等の名称 令和7年度 筑紫野市男女共同参画審議会（第3回）
2. 開催日時 令和7年11月20日（木）18:00～19:50
3. 開催場所 筑紫野市役所 504会議室
4. 委員出席状況 【出席者】神崎委員、八尋委員、襄委員、徳永委員、
武本委員、荒木委員、大迫委員、五郎丸委員、
中川委員、平嶋委員、二宮委員
【欠席者】清原委員
5. 事務局 谷、末吉、木村、渡邊、中村、嘉副
6. 傍聴 2人
7. 議題及び審議の内容
(1) 開会
(2) 議題
　第3次ちくしの男女共同参画プラン（後期）令和6年度実施状況報告書について
　・第2回審議会での質問に対する回答
　・報告書 基本目標Ⅲ、Ⅳ、プラン推進のための施策
(3) 事務連絡

○議題及び審議の内容

（事務局） 第3回男女共同参画審議会を開催する。

前回の審議会では報告書の基本目標Ⅰ、Ⅱまで議論いただいた。今回は、前回の質問に対する回答を行い、その後、施策ごとの実施内容を基本目標Ⅲからプラン推進のための施策まで審議いただく。

ここからは、進行を会長へお願ひする。

（会長） （会長あいさつ）

本日は市民の方2人より傍聴の申出があつてある。これを許可することに異議はないか。

（異議なし）

それでは、傍聴の申出を許可することを決定する。事務局は入室の案内をお願いする。

（傍聴人入室）

これより議題に入る。第2回審議会質問に対する回答について、事務局より説明をお願いする。

（事務局） 第2回審議会質問に対する回答については資料1に掲載している。

前回、大きく3点の意見をいただいた。

1点目。

講座の参加者数など数字として出る内容を審議会として、判断材料になるため報告書に記載があつたほうが良いという意見。

現状、数字の記載の有無が課によって異なる。今後は「記載する」で統一するが、今回は別紙として回答する形で整理している。その資料が配布した資料1。

2点目。

取り組み内容等の記載が前年度と変わらないものがある、やったことが同じであれば、課題や改善点などを記載して欲しい。また、記載の仕方が抽象的で何をしたかわかりにくいため、もう少し具体的に書いて欲しいなど、記載の内容に対する意見。

3点目。

1つの内容がいろいろな事業で記載されており、同じ内容であることがわかりにくい、「再掲」と表記するなど、何か工夫があったほうがいいという意見。

2点目、3点目については、この報告書 자체はこのままいくが、審議会で出た意見を各課に説明の上、令和7年度実施状況報告書を作成、取りまとめる際に改善する。

以上の整理で進めることについて、ご了解いただきたい。

続いて、資料1の具体的な内容に入る。「番号、具体的な事業、事業の内容、担当課」までは報告書からそのまま引用し、「取組み内容」は概略を記載、それに対する質問と回答という形で表している。

具体的な事業4 文化・スポーツ振興課の市民図書館に関して、所蔵数に対し、関連する図書の貸出件数はどのくらいかという質問であったが、ジャンル毎に貸出冊数が集計できるようなシステムではないため、把握ができないという状況であった。また、啓発となるような特設コーナー設置については、例年実施しており、11月は男女共同参画をテーマにし、7月は人権、3月は自殺予防なども実施しているとのことであった。

具体的な事業6 こども政策課、保育所に関して、参加者数は記載のとおり。それぞれ女性の保護者・男性の保護者の参加があった状況が分かった。

具体的な事業15 学校教育課の児童生徒の性的指向・性自認に関する相談体制については、記載のとおりだが、学校内での担任や養護教諭等による教育相談やスクールカウンセラーの派遣状況の回答があった。

具体的な事業20 高齢者支援課については、詳細を確認したところ、福祉委員ではなく民生委員に対してだったということで、内容修正となる。3月に開催し、民生委員150人の参加だった。

具体的な事業23に関して、関係課欄に令和5年度報告書にあった文化・スポーツ振興課の記載がないとの指摘をいただいた。確認の結果、担当課が作成する際に見落としており、事務局も記載がなくなったことに対し理由の確認をしていなかった。状況が変わったわけではなく実施しているため、前年と同じ記載となるが、紙面のとおり記載する。申し訳ない。

第2回審議会質問に対する回答は以上である。

なお、資料1の裏面は本日審議する内容で、参加者数や内容の補足事項をまとめたものである。審議をお願いする。

(会長) 何か質問等あれば出していただきたい。

(質問等なし)

続いて、基本目標IIIについて、事務局より説明をお願いする。

(事務局) 「基本目標III すべての人が共に支えあう暮らしやすいまちづくり」（報告書18ページ～22ページ）は、2つの基本方向（基本方向6 共に担う子育て・介護への支援、基本方向7 さまざまな立場に配慮した環境の整備）、その下に基本施策があり、15の具体的な事業の項目がある。

基本目標IIIでは、高齢者をはじめ、子育てや介護、ひとり親家庭などに対する事業をそれぞれの担当課において実施することにより、暮らしやすいまちづくりに関する施策を推進できたと考えている。審議をお願いする。

(会長) まず、基本施策1（高齢者の社会参加と生きがい対策の充実）について、意見を出していただきたい。

(事務局) 1点補足する。具体的な事業37 高齢者支援課の記載があるが、具体的な事業43の内容と同じであり、「再掲」となる。

(会長) 基本施策1に関して、何かあるか。
(意見等なし)

- 続いて基本施策2（高齢者・障がい者福祉等のサービスの充実）について、意見を出していただきたい。
- (委員) 基本施策2は、サービス提供者側が適切にやることは当然だが、利用者から介護者への暴力行為などもあるようなので、介護者を守るという視点もどこかに入れていきたい。
- (会長) 他にあるか。
- (委員) サービスの充実内容は分かるが、男女共同参画の視点からどのような取り組みを行ったのかみえてこない。男女共同参画の視点に関する記載がほしい。
- (事務局) 各課、具体的なサービスが羅列してあるが、そことこのプランでの位置付けについて、男女共同参画の視点の記載があった方が良いというところが、散見される。
- (委員) 今の点は、基本目標Ⅲが「すべての人が共に支えあう暮らしやすいまちづくり」、そして基本方向6「共に担う子育て・介護への支援」という中で基本施策2が出ているため、委員が言ったことは、一応記載はあるのかなと思うが、確かに、もう少し分かるように具体的な施策のなかでも、分かるような記載があれば、より良いと思う。例えば、女性のほうに介護が偏っている現状があるのであれば、男性にも他の世代にも結び付いたとかあれば分かりやすい。
- (会長) 高齢者・障がい者施策というのではなく、そこにもう一言欲しいということであると思う。
- (委員) そのような形での記載をお願いする。
- (事務局) 介護する側は、職業生活と介護の両立が悩み。基本施策2は、介護を受ける側の内容になっており、介護する側の政策ではない。
- (委員) 介護をしている側の苦しみや制限されるというところへのアプローチについては、弱い部分があるかもしれない。委員が言われた視点の部分で、何か書き足せることがないか、実際にやっていることはないか確認し、次に活かしていきたい。
- (会長) 介護士が、利用者からセクハラを受けるという話を聞いたこともあるため、そういうところが分かれば良いなと思う。
- (委員) もともとプランが、男女共同参画の視点で、サービスを受ける側をどうするか、介護する側の視点ではどうかという書き方になっていないような気がする。
- (会長) 令和6年度分・令和7年度分をどのようにやっていただくか。答申をする中で、付帯意見として出さざるを得ない気もしている。
- (委員) 事務局で整理をしていただきたい。
- (会長) 他に意見が無ければ、続いて基本施策3（子育て・介護を共に担うための環境づくり）について、資料1の裏面に、参加者数等の補足があるため、資料1も確認しながら意見を出していただきたい。
- (委員) 具体的事業42 男性の子育てに関する情報提供について。市役所や男女共同参画プラザにチラシを置いているという記載があるが、どの程度印刷しているのか。
- (会長) たまに市役所に行くが、あまり見たことがなかった。市ホームページ上にデータをおくなど、デジタル化していただければ、市役所に行かない人でも見ることができると思った。
- (事務局) チラシは、自分たちで作るものと、国や県などからデジタル媒体や紙媒体で送られてくる。チラシは主に、当課（市役所2階）と男女共同参画プラザ（生涯学習センター1階）に設置している。内容によっては、商工観光課などに直接きいているものもあり、チラシラックに置いてある。
- (会長) 発信している側はやっている気になりがちだが、それがどこまで届いているかというのは、今までの審議会でも意見をいただいた内容である。より届ける工夫・届く策を模索していく中では、デジタル化し、ホームページでも掲載という意見は参考になった。
- (委員) 現在、父親も母親も仕事をしていることが多く、例えば学校でケガをして迎えにき

- てほしいとなった場合、「職場に電話しないでください」という声もある。病院に連れていいくなど、学校としては、早く連絡を取りたい。また、迎えに来るのは母親が多い。市として、市内にある企業に声をかけるなどし、企業にも子育てに関して意識を持っていただくことは大事だと思う。
- (会長) 育児休業だけではなく、子育てしやすい環境は必要。具体的な案として付帯意見でも良いので、そういった形で出すと良いかもしない。事務局は整理をお願いする。
- 他にあるか。
- (委員) 10数年前、市内中学校の教頭をしていた。その時所属していた中学校がPTAの幹事校だった。PTA組織の中には女性副会長会というものがある。ほとんどの業務を女性副会長が学校に出てきて、活動していた。その後、市内小学校校長に赴任した際に、市のPTA所管課職員が「PTAの女性副会長会という名称について、女性を外した方が良いのではないか」と男女共同参画審議会で意見が出たということで状況等を聞きに来た。そこで私は、審議会でそのような意見・答申が出たということは、市として、子育ては、男女どちらもやらなければならないことだから、市はPTAの活動に男性職員がいつでも参加できる体制ができたということかと尋ねた。持ち帰ると返答されたまま、10年ほど経つ。どうなったのか疑問に残っている。副会長会は今も「女性」が付いているのか。
- (会長) 内容の確認をお願いする。
- 他にあるか。
- (委員) 具体的事業41の学校教育課について。取り組み内容に「子育てと仕事などが両立できるよう放課後児童クラブの受け入れ環境を整え、子ども・子育て支援事業計画を推進した」と記載があるが、これは当たり前のことで、この記載では、取り組み内容が分からぬ。
- (事務局) この話は昨年度の審議会でも議論になったところである。お示しできる具体的なものとしては放課後児童クラブの入所児童数がある。資料1のとおり、令和6年度の実績として1622人、令和5年度は1504人ということで、増えている。増えているものに対して、どこまで対応できているのかということも昨年度意見をいただいた。
- 学校教育側としても、受け入れる体制を整えるということ、また質の問題とか、その話も昨年度も出ていたが、当たり前のことしか書いていないと言われるのは、ある状況。
- (会長) 昨年も同じようなことが出ているのであれば、やはり改善をお願いする。
- 他に意見が無ければ、続いて基本方向7基本施策1(ひとり親家庭等への支援)、基本施策2(重複差別を受けないための配慮)について、意見を出していただきたい。
- (委員) 具体的事業44の情報提供について。女性のひとり親は支援が充実してきているようだが、男性のひとり親で子育てをしている人は、経済的なサポートが欲しいわけではなく、食事や洗濯、学校行事の持ち物とか細かいところのサポートがなく困っていることが多い。実態調査等も踏まえて、何に困っているのか、サポートできるような体制を作っていただきたいと思う。
- 具体的事業48の外国人女性に対する母子保健サービス提供について。今後、外国人の妊婦が激増すると思われる。国の動きに合わせて市も動いていただきたい。
- 具体的事業49の性の多様性について。東京都の話だが、トイレのオールジェンダー化が進められたことがあった。人権も大事だが、女性トイレに男性器をつけたままの人が入ってくるような流れにはならないように、意識してほしい。行き過ぎたものに関してはストップをかけていただきたいと思う。
- (委員) 自分の実体験から質問したい。ひとり親ではないが、妻が長期入院したときに一人

- で子どもをみないといけないときがあった。どうしていけばいいのか質問したところ、小学生には学童があるが中学生にはないと回答で、どこに相談したら良いのか分からぬ状態だった。先ほど委員が言っていたが、食事や掃除、洗濯などのようなケアは、行政でお願いすることはできるのか。
- (事務局) 具体的にケアを出来るのか分からぬが、現在、こども家庭センターがあり、子どものいる家庭の困りごとを引き受け、まずはそこで方策を探しながら支援するような流れはある。
- (委員) こども家庭センターはプランに出てきているか。
- (事務局) 後期プラン作成時は、まだこども家庭センターは無かった。仕組みが変わった。
- (委員) 仕組みが変わっていくのであれば、プランの中身も変えていかないといけない。できるようになったところは、補足を入れないと評価も悪いままになる。
- (事務局) 報告書の中身は令和6年度当時の法令上の仕組みや規約等に基づいて行った取り組み内容が書いてある。令和7年度の仕組みの中で実施した内容は、令和7年度の実績報告ということで上がってくる。
- (会長) 他に意見が無ければ、次に進む。
- (事務局) 基本目標IVについて事務局より説明をお願いする。
- 「基本目標IV 男女共同参画による活力あるまちづくり」（報告書23ページから28ページ）は、4つの基本方向（基本方向8 市の政策・方針決定への女性の参画促進、基本方向9 まちづくりにおける男女共同参画の促進、基本方向10 女性活躍の推進、基本方向11 男女共同参画の視点に立った防災・災害復興施策の推進）、その下に基本施策があり、20の具体的な事業の項目がある。
- 基本目標IVでは、市の審議会等への女性の参画をはじめ、女性活躍、農業、自営商工業、防災の分野における事業をそれぞれの担当課において実施することにより、活力あるまちづくりに関する施策を推進できたと考えている。審議をお願いする。
- (会長) まず、基本施策1（市の審議会等への女性に参画促進）について、意見を出していただきたい。
- (委員) 具体的事業50の女性委員の積極的登用について、取り組み内容に「女性の登用率を40%」とあるが、目標を設けているのか。また、女性のいない審議会数の記載もあるが、どのような審議会に女性がいなかったのか。
- (事務局) 後期プランの目標指標に「女性の登用率を40%」と定めている。目標指標については、後期プラン53、54ページに掲載している。
- 令和6年度の登用率は、36.9%。
- 女性のいない審議会数も目標指標に定めており、目指すのはゼロ。結果として、令和6年度は女性がいない審議会が3つあった。
- 1つ目、こども政策課の「こども権利救済委員」。委員は2人。具体的な事業50の関係課にも記載しているが、委員が任期満了となり、次期委員は、女性1人、男性1人となる。
- 2つ目、都市計画課の「福岡広域都市計画事業筑紫駅西口土地区画整理審議会」。委員は10人
- 3つ目、農政課の「農業経営改善計画認定審査会」。委員は8人。
- (会長) 充て職もあるのか。
- (事務局) 充て職もある。充て職がどの程度か今は分からぬ。
- (委員) 目標のパーセンテージについてお願いがある。海外で問題になったようだが、女性の数を合わせようとして、経験や実績が無くても、女性だから登用することを行うと被害を招いてしまう。役職やポジションにあった、実力のある人を男女問わずに採用していただきたい。
- (会長) そこの部分は当たり前である。
- (委員) それは大前提である。会議の根底を覆すような話になっている。

- (委員) 確認だけ取れれば良い。
- (会長) 他にあるか。
- (委員) 福岡県の翼の会に所属している。翼の会では、審議会の女性委員比率や女性のいない審議会の数などを毎年アンケート調査している。筑紫野市は令和7年度、女性のいない審議会数がゼロになっている。少しづつ目標に向けて活動しているなど感じている。
- (会長) ゼロになったということで安心した。充て職が多い審議会でも、こういった分野の意見も必要であるとして、そこに女性をもってくるなど、工夫を行うことで女性が増えた自治体もある。
- 他に意見が無ければ、続いて基本方向9 基本施策1（男女共同参画の視点に立った地域活動等の促進）について、意見を出していただきたい。
- (委員) 具体的事業54の地域コミュニティ役員について。筑紫野市だけでなく福岡県内でも、やはり自治会長の女性登用率が10%をきっているという状況は良くないと思う。筑紫野市も働きかけはしているところだが、地域も、行政もあわせて活性化できたらいいなと思うので、取り組みをお願いしたい。
- (会長) よろしくお願ひする。他にあるか。
- (委員) 女性登用に関して。昔の家制度の中で、地域の中も男が出るという現状で、女性がなかなか出てこない、出づらい環境にあるということが大きな問題だと思う。家庭の中の男女のあり方から掘り下げないと難しいかなと思う。
- (委員) 区長をやっている。社会というより、その町内の問題だと思う。女性登用をすごく考えてあるし、いろいろ面で協力をいただいている、だからそういう点では町内の問題ではないかなと思う。
- (委員) 昔からの慣習の流れにのっとってしまい、女性が候補に出ない。なかなかそこを開くのは難しいなと思った。
- (委員) 地域の問題を考えている人たちの集まりで、出た意見だが、町内会の役員になり、声を上げようとしても、声を上げる体制ができていないという状況のようだ。
- 自治会の運営の仕方、民主的な運営がなされていないという問題がすごくクローズアップされてきている。もう少し民主的な運営のやり方をレクチャーできるような過程があるといいのかなと思った。他の自治体では、町内会の中に入り、民主的な話し合いの仕方をワークショップで知るような取り組みもっている。
- (会長) 他自治体で男女共同参画計画を作っているが、町内会はいつも問題になっている。フランスの地方議会の選挙制度と同様に男女ペアで町内会長をつくるようにするなど、いろいろな意見が出ている。那珂川市では、女性が自治会長になった場合は補助金が増える。そのお金で若い男性等に研修に行かせている結果、若い男性の役員も育ってくる。そのような好事例や成功事例を研修していくのも良いかなと思う。
- (委員) 筑紫野市翼の会で、那珂川市に女性区長の研修を行った。那珂川市は補助金を出されていて、女性の登用がどんどん上がっている。みなさんすごく元気だった。その方たちは、ここで黙って待っているだけでは駄目で、自分たちもいろいろなところに出ていかないといけないと言っていた。
- (会長) 県内にはそういう人もいるし、そういう自治体もある。情報共有が必要だと思う。
- (委員) 自治公民館連絡協議会（以下、自公連）で、女性の登用や区長選出のあり方などの話はしているのか。
- (委員) 各公民館で、どのように区長を選出したかなどの事例発表は聞いたことがある。男女の割合の話はない。
- (委員) せっかく自公連という組織があるから、そこで選出のあり方など考えることが大事だと思う。
- (委員) やはり公民館を支えているのは主事。主事を女性の方で固めていただけると円滑にやりやすくなるように思う。

- (会長) それも一つの案としてお願いする。
他に意見が無ければ、続いて基本施策2（女性のニーズに応じた就労支援）、基本施策3（農業における男女共同参画の推進）、基本施策4（自営商工業における男女共同参画の推進）について、意見を出していただきたい。
- (委員) 基本施策3の女性農業者の育成で、ここに上がっている施策は、女性農業者グループの取り組みについて。個人を対象にする支援のあり方も考えられるのではないかと思う。例えば福岡市の場合、女性農業者の育成制度というのがあり、市内に居住する女性を福岡市内の女性農業者のもとで、農業技術や経営などを直接学ぶことができる、インターナーシップ制度をとっている。
農業従事者は減っていく中、後継者が育たないというのが一番大きな問題。そのような中で女性農業者を育成することについて、グループだけではなく、個人に直接働きかけるような制度を考えていくことが今後必要ではないかと思う。
- (会長) 具体的事業62、63の中でやれるのではないかと思う。具体的事業が決まっているとしても、個人の育成ということもいれていただければと思う。よろしくお願ひする。
他にあるか。
- (委員) 具体的事業61に記載のある「家族経営協定」とは何か。
- (事務局) 家族経営協定について説明する。
家族農業経営に携わる各世帯が意欲とやりがいを持って経営に参画できる魅力的な農業経営を目指し、経営方針や役割分担家族みんなが働きやすい就業環境などについて、家族間の十分な話し合いに基づき取り決めるもの。
家族間でも協定を結ぶというのが家族経営協定のようだ。
- (委員) どんぶり勘定ではなく、家族に対してきちんと給料を払うということ。
- (委員) 同じく、「女性認定農業者数」という言葉も出てきているが、これは認定をもらうための条件があるのか。
- (事務局) 認定のための条件は承知していない。認定農業者の定義を説明する。
農業者が市町村の、農業経営基盤強化促進基本構想に示された農業経営の目標に向けて、みずから創意工夫に基づき、経営の改革を進めようとする計画を市町村などが認定し、これらの認定を受けた農業者に対して支援措置を講じようとするもの。
- (委員) 記載している人数が、多いのか少ないのかが分からない。
- (事務局) 令和5年度に1人増えて令和6年度は6人だった。具体的事業61にも記載してあるが、家族経営協定が5年ごとに更新される。更新のときに女性認定農業者を増やす働きかけをしている状況。
- (会長) 家族経営協定締結数や女性認定農業者数が福岡県内でどれくらいあるのか、統計上の数値があると思う。そこから筑紫野市の状況が分かると思うため、数値の確認をお願いする。
- (事務局) 農政課に確認をしたいと思うが、女性認定農業者数が6人ということが男女共同参画の視点から見てどうなのかということが分かれば良いかなと思うため、筑紫野市の認定農業者数が全員で何人いるのか。そのうち女性が何割なのかという物差しで調べるということはいかがか。
- (会長) それもいいと思う。ただ、家族経営協定は説明されたように、家族での農業者の場合は、男性は収入があるが、女性はお手伝い的になっているため、家族経営協定を締結しようとなっている。筑紫野市の数値が多いのか少ないのかということは、男女共同参画の意識の指標になりうる。
ここに関しては、家族経営協定や女性認定農業者の定義と統計をお願いする。
他に意見が無ければ、続いて基本方向11基本施策1（防災・災害復興分野への女性の参画拡大）について、意見を出していただきたい。

- (委員) 具体的事業 69 消防団活動、具体的事業 65 商工団体役員への女性登用について。啓発を行ったとあるが、啓発の効果はどうだったのか。
- (事務局) 具体的事業 69 について、資料 1 で補足している。女性消防団員は 8 人いる。活動の中で、保育所を訪問して防災を啓発したり、AED の講習のときに女性消防団員が補助で入ったり、広報活動でカミーリヤフェスティバルのブースで女性消防団員が前面に出していたりと、そのような活動をしている。女性消防団員が増えるように危機管理課も動いている。8 人というところは聞き取ったが、それが増えているのか減っているのか、どういう状況かというところまで把握ができておらず、啓発の効果がどれだけあったか、お答えできない。
- 具体的事業 65 の商工会に関しては資料を持ち合わせていない。女性部はあるが、商工会本体には女性役員があまりいないと思われる。
- (委員) 副委員長には女性が何人かいる。
- (事務局) 商工会の本体があり、青年部や女性部などいろいろ部門がある中で、まだ本体の方では会長副会长に女性が出たという感じはない。
- (委員) 最近、防災士が増えており、女性も活躍の場を広げているというのを聞いた事がある。筑紫野市に女性防災士はどのくらいいるのか。
- (事務局) 防災士の人数と増減の状況は、次回報告する。
- (会長) 次回お願ひする。
- 他に意見が無ければ、次に進む。
- プラン推進のための施策について事務局より説明をお願いする。
- (事務局) 「プラン推進のための施策」（報告書 29 ページから 33 ページ）は、5 つの基本施策があり、その下に 16 の具体的事業の項目がある。プラン推進のための施策では、市職員等の意識改革、ハラスメント防止対策、推進組織体制、市民と行政の協働などによりプランを推進するための施策を実施している。審議をお願いする。
- (会長) まず、基本施策 1（市職員等の意識改革の推進）について、意見を出していただきたい。
- (委員) 報道でもあった、市議会議員のところが気になった。具体的事業 72 の市議会に関するところで、情報提供を行ったと記載されているが、情報提供くらいではどうにもならないのではないかと思う。
- (委員) 同じく市議会議員のところに、研修を実施したと記載してあるが、研修を行った結果の発言だったのか。
- (事務局) 発言の方が先で、研修はその後であった。
- 具体的事業 53 の政治分野における男女共同参画の推進、議事課のところに記載があるが、市議会ハラスメント防止条例を制定し、その条例に基づいて起きたことを調査したという状況。
- (委員) その中で出てきた問題であったのか。
- (事務局) 条例をつくり、その条例に基づいて調査し、ハラスメント事案が出てきたことを最終的に、議会でこれはハラスメントに該当するということで、マスコミ報道されて皆さんができるというような流れになっている。
- 事案そのものは過去に起きたことで、そのあとどのようなことがハラスメントに当たるかなどの研修会を行った。
- (委員) 流れは分かった。発言が最近あったかのような報道だった。研修を受けて、本人も改善されたのか、問題はそこだと思う。
- (委員) 自分の職場でもハラスメント研修を受けるが、どのような効果があるか測定が難しい。ただ研修を受けることで意識は高まる。
- (会長) 研修は繰り返し行わないと忘れる。5 年に 1 回とかではなく、できるだけ頻繁に研修をするということでお願いしたい。
- (事務局) 具体的事業 73 に関して補足する。資料 1 に掲載しているが、関係課のところで、

昨年度は記載があったが、今年度は記載がない課があった。該当課に確認したところ、作成時のミスであったことが確認できた。こども家庭課と文化財課で取組み内容は前回と変わらず、広報、作成指針の活用しながら表現の配慮を行っている状況であった。

- (会長) 他に意見が無ければ、続いて基本施策2（筑紫野市特定事業主行動計画の推進）について、意見を出していただきたい。
- (委員) 具体的事業75に関連して、福岡県翼の会で行っているアンケート調査で、筑紫野市の女性管理職数が目標に近づいていっていることが分かった。女性管理職の数値目標28%は、ほぼ達成しつつあるが、28%で満足して良いのかとも思う。目標値を上げ、さらなる躍進をお願いしたい。
- (委員) 具体的事業74の特定事業主行動計画の、時間外労働に関して。働き方改革が始まっていますが、時間外労働の実績が前年より増加している。何か背景があるのか。
- (事務局) 令和4年度と令和5年度を比較すると、令和5年度は減っていた。毎年、残業時間数が上下しながら、令和6年度は若干上に振れたというところはあるのかと思う。時間外労働の数値は、各課の積み上げでもあるため、恒常的なものだけでなく、新たな事業がおりてくるなど業務内容が増えていることもあると思う。
- (委員) 正規職員が減ったことで、非正規職員が増え、正規職員の残業時間が増えたということはないか。
- (事務局) 今、正規職員は増えている状況で、専門職を採用するなどもしている。各課が所管する業務で、時間外労働が増えていくことは改善していかなければならぬが、災害時の災害対応による残業時間は影響していると思う。
- (委員) これからも残業はあると思うため、今やっている研修内容を充実させるような形で男女共同参画研修をやっていただき、新たな研修を実施するような依頼は控えていただきたいと思う。負担のない範囲で行っていただきたい。
- (会長) 他に意見が無ければ、基本施策3（あらゆるハラスメント防止対策の推進）、基本施策4（推進組織体制の充実）、基本施策5（市民と行政の協働による推進）について、意見を出していただきたい。
- (委員) 具体的事業81の苦情処理制度の活用について。昨年度も審議会で意見を出し、チラシやリーフレットに苦情処理制度に関する記載が増えてよかったです、次の段階で、男女共同参画推進委員の顔がまだ見えない。推進委員の講演会など企画し、推進委員の露出が増えたら良いなと思う。
- (会長) 他にあるか。
- (委員) カスタマーハラスメントの対応など、市職員を守る方法もぜひ充実していただきたい。
- (会長) 他に意見が無ければ、次第3 今後の予定について事務局より説明をお願いする。
- (事務局) 第4回審議会を12月2日（火曜日）で予定している。
- これまでの審議の内容を答申という形で最後まとめる。全体的な内容から個別の内容まで、改善点などの意見を、付帯意見として整理し、答申書とする。その答申書案を第4回審議会でお示しする。
- (会長) 答申書に関しては良いか。次回、答申書案が出てくるため、内容を確認し、抜けている内容や、追加したい内容を入れるという流れになる。
- (委員) 他になにかあるか。
- (委員) 審議会で、それぞれの気持ちがあつて自由に話をされて良いと思うが、今日、トランジジェンダーに対する差別の発言が、残念だった。男性器を付けた人が女性トイレに入ることについて絶対いやだという発言があったが、それは、悪用している人が悪いのであって、本当に悩んでいる方はいる。そういう人が、もしここの審議会でそういう発言があったことをそのままにしているとしたら、そのような意識で審

議をしているのかと誤解されてもいけないと思ったので一言言っておきたい。他の委員は難しい問題と言っていたので、そういう気持ちがある人も当然いると思うが、それで終わりにするのはここの審議会としては良くないと思う。

(委員) マジョリティの女性を守りたい。悪用する人が悪いと思う。本当に悩んでいる人を救うのは大事だと思うが、悪用されたことによって女性が性被害にあうのは、私は違うと思うので、その区別が難しい。

(委員) その話がこの場で出たわけでもないのに、そういうところを切り取って、この場で出した、そしてそれをここで放置してしまうのはよくないなと思ったので。もちろん問題としてあると思う。悪用するような人が普通にトランスジェンダーと言って女性トイレをのぞきにくるのは絶対嫌だと思う。ただ、今回はそれがこの場で問題になっているわけでもないのに、そこだけの発言で終わってしまっており、誤解をされてしまうのではないかと思った。

一言じゃ言い尽くせない話だと思う。誤解されてはいけないと思ったので。

発言の時点で、それは思ったが進行の関係上スルーした。

(委員) 自分たちも普段話をする言葉も気を付けないといけないと改めて思った。

(会長) 貴重な意見であった。

これで審議会を終了する。

以上